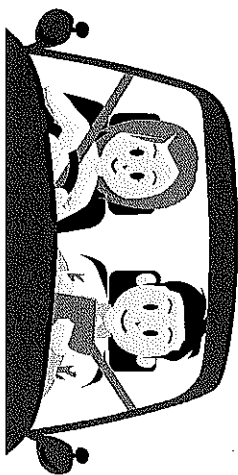




平成26年4月1日から、

# 教習の料金にかかる 消費税率は 8%



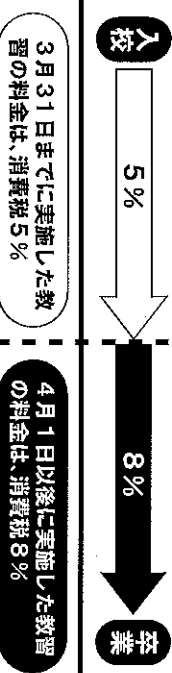
指定自動車教習所では、平成26年4月1日以後の教習の料金にかかる8%の消費税額を適正に上乗せすることなどを、業界で取り決めました。そのため、教習生やその保護者の皆様におかれましては、ご理解の上、次のことにご注意ください。

## 4月1日以後の消費税率について

○平成26年4月1日以後の教習の料金にかかる消費税率は、8%となります。

○平成26年3月31日までに教習所に入所していても、4月1日以後に実施した教習の料金については、8%の消費税がかかります。

3/31 4/1



## 教習の料金の表示について

○広告には、教習の料金の税抜価格と税込価格が表示されています。

○すべての教習生に最低限必要な料金のほか、追加で必要な料金やオプション料金などについても、税抜価格と税込価格が表示されています。

(表示例)

10,000円 (税込 10,800円)

税抜価格

税込価格

特別価格実施中!

4月からも  
5%のまま

こんな表示は禁止です!

## その他の注意事項

○(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会(全指連)では、上記の内容について、公正取引委員会に、転載・表示カテラルの届出をしています。

○販売試験受験手数料と販売計交付手数料は、教習の料金には含まれておらず、別途教習所にお支払いいただく必要がありますが、公安委員会から委託を受けて受領するものですので、消費税はかかりません。

○販売試験受験手数料と販売計交付手数料を含めた料金の総額については、入所の申込みのときまでにお知らせします。

○4月1日以後でも消費税率は5%で済みます。などの表示は、消費税額対策特別措置法により禁止されています。このようは表示を見かけたら、下記までお知らせください。

(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会(全指連)

東京都千代田区九段南2丁目3番9号 サン九段ビル4階 (TEL)03-3556-0070 (FAX)03-3556-0071